

**上富刑事法制管理官** それでは、予定の時間よりまだ若干早いようではありますが、皆様お集まりですので、これから平成20年改正少年法等に関する意見交換会の第6回の会合を開催させていただきます。

本日は、まず初めに当局の企画官の濱から、前回、審判傍聴制度に関していただいた御質問でお答えが残ってありました点についての回答、それから論点整理についての補足説明をさせていただきます。その後、少年刑、被害者のための公的弁護制度、検察官関与制度、被害者等の質問権、それから社会記録の閲覧について、それぞれ二巡目の意見交換をさせていただきたいと思っております。

それでは、最初に濱から御説明させていただきます。

**濱刑事法制企画官** それでは、説明させていただきます。

前回の意見交換会におきまして、瀬川先生から当局に対して御質問いただいた事項として、諸外国の法制において、被害者等による少年審判の傍聴について、モニター視聴を認めているものがあるのかという御質問があったかと思っておりますが、現時点におきまして、アメリカ合衆国、このうちニューヨークとカリフォルニア州ですけれども、その二つの州、それとイギリス（イングランド及びウェールズ）、そしてドイツ、フランスにおいて、モニター視聴を認める法制度というものについては、当局としては把握していないという状況でございます。

続いて、論点整理表につきまして、前回お配りしたものに、前回、武さんから頂いた御説明をもとに改訂をしておりますので、その部分について御説明いたします。

前回、武さんから、「第2の4 検察官関与制度」、それから「5 被害者等による少年審判における質問権について」、「6 被害者等による社会記録の閲覧について」の御説明をいただいたことを踏まえまして、4については、一定の事件について検察官関与を必要とすること、及び要保護性に関する審議にも関与することができるようにすることの是非、そして5については、被害者等が少年審判において少年等に質問ができるようにすることの是非、そして6については、被害者等が社会記録も閲覧できるようにすることの是非という論点を丸印とともに掲げております。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ただいまの説明について、何か御質問はございますでしょうか。

よろしければ、それでは、意見交換に入りたいと思っております。

まず、少年刑についての意見交換をさせていただきます。

少年刑に関しては、不定期刑を廃止すべきか否か、それから、仮に不定期刑を維持とした場合に、不定期刑の長期及び短期の上限を引き上げることの是非という二つの論点につきまして御意見を頂きたいと思っております。

この点に関しては、まず御提案者の植村先生から御意見を頂き、順次、反時計回りということで御意見をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**植村学習院大学教授** それでは、植村の方から御説明します。

基本的に、特に新しいことはないわけですが、不定期刑というのは、少年という肉体的にも精神的にも成長期にある時期に罪を犯した少年の被告人に対する有期刑の在り方として意義あるものと承認されてきた制度であるということは今更申すまでもないわけです。しか

し、刑の言渡しの時点でも少年であることが要件とされていて、その役割がもともと限定されています。また、これまでの執行の実情が定期刑に近い形となっていることからもうかがわれますように、その制度趣旨を的確に生かすことに困難な面を包含しているのが自然な制度ではないかと考えています。このことは、不定期刑存続の積極的な根拠が強力でないことを示唆しています。

また、不定期刑の長期が現行の10年から例えば15年、又は20年に引き上げられた前提で考えますと、少年の被告人であっても、成人としての受刑期間の方が長くなるわけです。そうしますと、不定期刑受刑者の釈放時期の決定に当たっては、成人としての受刑実績の反映される割合がおのずと高まることになり、少年に対する刑として定められる不定期刑の趣旨に添わないことになる度合いが高まるように考えています。

もちろん、この意見交換会で御説明を受けました、少年受刑者に対応した処遇を受ける経験を得ますと、そういった処遇を受けることなく成人となってから受刑を始めた者と比較して、その後の服役において好ましい影響が看取される場合も出てきまじょうが、そのことを考慮しましても、今述べたことに大きな修正を必要とすることにはならないように考えております。

今、お話ししたことをまとめた形で申しますと、少年刑の有期刑の上限が引き上げられる前提では、有期刑の上限と不定期刑の長期の上限を一致させるなどした形で不定期刑を維持するのは困難ではないか。不定期刑が維持される前提で考えましても、有期刑の上限とは切り離れた形で、例えば不定期刑の長期の上限は現行法程度に低い形にとどめるなどといった立法形態とするのが相当ではないかというふうに考えております。これが最初の論点についての私の御説明です。

次の論点についてですけれども、不定期刑の長期及び短期の上限引上げの是非についてですけれども、私は少年刑の有期刑の上限を引き上げるべきだと考えておりますが、今述べましたことを前提としますと、不定期刑の定め方は、少年刑の有期刑の上限引上げと連動しない方法もあり得ることになるので、不定期刑の長期及び短期の上限引上げが必要だとは必ずしも考えていません。

ただ、現行の少年法52条のように、有期刑の上限と少年刑の有期刑の上限とが直結している法制度が維持されるとすれば、不定期刑の長期及び短期の上限の引上げは必要なことだというふうに考えております。

ここで、成人の有期刑の上限が引き上げられたことと、少年刑の有期刑の在り方との関係について付言をいたします。

少年刑が成人の刑の在り方を前提としつつも、独自の形で少年法に定められておりますから、少年刑が成人の刑の在り方に当然に連動すべきものであるとまでは解されません。しかし、成人の有期刑の上限が20年から30年へと、10年という大きな幅で引き上げられていますから、少年刑の相対的な独自性を考慮しましても、成人の刑と対比して、少年に対する適正な刑を科すのが甚だ困難な段階、言いかえますと、少年刑の有期刑を是正するのが必要な段階に至っていると考えます。

ここで、関連する点を一点お話ししておきます。

仮に少年刑の有期刑が15年ないしそれ以上の形で改正されることになると、無期刑の緩和刑――現在の少年法の51条2項ですけれども――は有期刑の長期と同程度ないし軽い形となりますので、現在ある不均衡、犯行時18歳以上の被告人に対しては科されることのない

懲役10年以上15年以下の刑が、犯行時18歳未満の少年に対しては存在するというだけですけれども、これが緩和・解消されることになります。その前提では、少年法51条2項は現行のままとして改正は行わないことも選択肢の一つとなり得るものと考えています。

以上がこの二つの論点についての私の御説明です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございました。

それでは、瀬川先生、お願いいたします。

**瀬川同志社大学教授** 今おっしゃったことは、私も、基本的に賛成です。これまで、少年刑の議論というのはほとんどなされておられません。特に不定期刑に関して、成人の常習累犯に対する不定期刑というのは刑法改正の議論の時に、今から40年ぐらい前に議論になったことがありますけれども、少年不定期刑についてはほとんど議論がなされていなかったもので、ここでの議論は極めて重要な意義があるというふうに考えています。不定期刑というのは、いわば教育刑、少年に対する教育を理念とする刑の一種でありますので、この点の実態にメスを入れて改正の方向を探るというのは正しいというふうに思っています。しかも、平成23年2月の大阪地裁堺支部判決がありましたので、この点でも現場での、それから更に量刑上の格差、量刑上のギャップですね、この点を改善する必要があります。少年不定期刑についても、言ってみれば非常に制度疲労というか限界に達していますので、この点で、改正の方向で考えてみるということは妥当だと考えております。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございました。

それでは、小木曾先生、お願いいたします。

**小木曾中央大学教授** 私も、何らかの刑についての改正が必要であろうというふうに考えます。

不定期刑は、裁判所の段階で、責任には幅があると、昔こう言われたわけですがけれども、既にその段階で幅を設け、更に仮釈放制度があって、現場の判断でそれよりも早く釈放するという制度ですがけれども、二重に幅を設けているということがありますので、私は、本当に個人的には、仮釈放制度があれば、不定期刑というのはなくてもいいのではないかとというふうに思いますけれども、まあ、そうでないにしても、廃止しないにしても、少なくとも責任の上限を明確にするという改正は必要だろうと思います。

それから、子供を長く入れておけばそれでいいというわけではないと思いますけれども、しかし、本当にひどいケースで、裁判所が選択する選択肢が限られているという事態は望ましくないと考えます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございました。

最高裁判所、いかがでしょうか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 最高裁として現時点で特に意見はございません。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、武内先生、いかがでしょうか。

**武内弁護士** 不定期刑を廃止すべきか否かに関しては、現時点で廃止まで踏み込むだけの具体的な事情、それを支えるだけの事情というのはまだ見出しがたいのではないかと。この点に関しては慎重であるべきではないかと考えます。

そのように不定期刑を維持するとした場合、不定期刑の長期及び短期の上限を引き上げることに限っては、定期刑の上限と合わせるような形で、何らかの見直しがなされてもよろしいのではないかと考えておりますが、具体的にどのようなところまでは、私の方も意見がま

だ煮詰まっております。

3番目の論点、不定期刑における量刑の基準を明確化することに関しても、やはり何らかの形で基準の明確化が必要ではないかというふうには考えます。

もともと、長期、ないし短期、いずれを基準とすべきかという具体的な基準に関しては、まだ検討が必要かというふうに考えております。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

3番目の論点については、また改めて、もう一回りしたいと思います。

それでは、山崎先生、お願いします。

**山崎弁護士** 私は、不定期刑の廃止、さらには不定期刑の長期及び短期の上限を引き上げることに、いずれも反対の意見でございます。

まず、不定期刑の廃止についてでありますけれども、植村先生の方も御指摘になられておりますように、少年法の刑の緩和規定の考え方は尊重されるべきだと思っております。すなわち、少年の刑罰については、少年の人格が未成熟であって、大人と比較して責任が典型的に減少するという点や、少年が可塑性に富んでいて教育の可能性が高いということから、教育的な処遇が必要であり、かつ有効であるという考えに基づくものであると理解しております。

すなわち、少年法が目的としている健全育成の理念を、少年の刑罰という側面で図ろうとするものであります。

その観点から、不定期刑についても、少年に対する自由刑を原則不定期刑というふうに定めて、その刑期に幅を持たせて処遇の弾力性を持たせるということでございますので、まさに少年法の健全育成の理念を具体化したものとして、少年法における基本的な考え方として維持されるべきであろうというふうに理解しております。

これについて、執行実務の現状が必ずしも不定期刑の趣旨に合っていない、という御指摘がございます。ただ、これはむしろ、不定期刑という原則ですので、その趣旨に基づいた執行実務になるように実務の方を改善すべきではないか、と考えております。改善すべき実務の現状を理由にして不定期刑の廃止というのは、若干、本末転倒した議論ではないかと思っており、教育刑という要素を重視した執行面での充実が期待される場所だと考えております。

2点目の、長期及び短期の上限引上げについてであります。

少年法の刑の緩和規定の趣旨は、先ほど申し上げたように理解しております。少年に対して刑罰を言い渡す場合には、まず情状として年齢の要素を加味した上で、さらに選択される処断刑を修正する、というところが少年法のそもそもの考え方であると理解しております。この点で、根本的に少年刑というのは成人の刑とは異なる趣旨を有している、というふうに理解できると思います。ですので、やはり成人刑と少年の刑罰を連続的にとらえたり、結論としての刑期だけを単純に対比するというには無理があり、妥当ではないと考えております。

そして、現行法が不定期刑の上限を10年としてきた趣旨というのは、10年以上の刑には教育的効果を期待することが難しいのではないかと、という点が根本にあるものと理解しております。仮にその上限を10年以上とするのであれば、少年法の健全育成という理念でなかなか説明が付きづらいのではないかと、という点がございます。

さらに、現実的な点を考えますと、長期が10年以上の刑になった場合に、少年にどのような影響をもたらすであろうか、という点でございます。成人にとっての刑期と、いまだ発達途

上で人格的に未完成であり、かつ社会的経験も乏しい少年にとっての刑期とを、その年数だけで単純に比較することには無理があると考えております。まだ社会的な経験も十分でない少年に対して10年以上の刑を認めるということは、成人に対する場合以上に不利益性が極めて大きくなると思います。さらに、10年以上の受刑生活を送ることによって、社会への変化にもついていけずに、いわゆる悪風感染の問題ですとか、受入れ保護環境の喪失などといった悪影響も考えられ、受刑後の社会復帰を著しく困難にさせるおそれが高いのではないかと、いうふうに考えております。そのようなことになれば、社会としても再犯の可能性、リスクというものを背負い込むことになるとも言えまして、刑事政策、社会政策上の観点からも妥当ではないのではないかと、いうふうに考えております。

最後に、大阪地裁堺支部の判決について触れられておりますけれども、確かに、判決が少年法の問題点を指摘したという点は軽視できない問題であろうと考えておりますが、ただ、他方で、前提として、その判決に至った過程についてももう少し検証の必要性があるのではないかと、いうふうにも感じております。すなわち、当該判決に至る手続において、裁判員に対して、一般の方々ですので、ここで論じておりますような少年法の趣旨や理念といったものがどれだけ丁寧に説明をされたのか。裁判員がその短期間の審理手続の中で、成人の刑罰とは異なる少年刑の趣旨や内容について、どこまで正確に理解していたのか、という点が十分に検証される必要があるかなと思っております。それを踏まえて議論を尽くす必要があるのではないかと、というのが私の考え方でございます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、須納瀬先生、お願いします。

**須納瀬弁護士** 須納瀬です。私も、少年刑に関しまして、不定期刑の廃止については反対という意見を述べさせていただきたいと思っております。

その理由とするところは、今、山崎弁護士が述べたところと相当程度、重なるわけですが、不定期刑というのが少年法の健全育成の趣旨に基づいて、少年が可塑性に富んでいることを踏まえて制定された制度であるということから考えまして、少年刑の見直しについては、ただ単に刑の在り方だけではなくて、それ以外の諸制度との関連性も含めて、慎重に検討する必要があると思っております。特に刑事裁判、とりわけ裁判員制度の運用の在り方が今回の改正論の論拠の一つにもされているというふうに承知しておりますけれども、実際にその運用がどのようになっているのかという点や、少年受刑者に対する処遇や行刑実務にどのような影響を与えるのか、そのあたりについても慎重な検討が必要だろうと思っております。

先ほど、瀬川先生もおっしゃいましたように、この点について、特に研究者の間でも余りきちんとした議論がなされていないのではないかと、思っております。裁判官等から論文が発表されていますけれども、まだまだ十分な論議がなされていないところでございますので、その点についての慎重な議論が必要だろうと思っております。

その上で検討する点でございますけれども、運用の点に関しまして、先ほど、植村先生からも、執行実務として不定期刑の趣旨を生かすような仮釈放がなされていないという点の御指摘があったわけですが、その点については、なぜそのような法の趣旨に添った運用がなされていないのかという点も慎重に検討する必要があるだろうというふうに考えます。

第4回で法務省から不定期刑受刑者の刑の執行率のデータが配布されましたけれども、それを拝見しますと、昭和61年、あるいは平成8年の執行率と近年の執行率が大幅に違ってきて

います。それなどを見ましても、仮釈放の運用がなぜこのように変わってきているのか、そのあたりについても慎重に検討する必要があるのだろうと考えます。

それから、不定期刑を維持とする場合に、不定期刑の長期及び短期の上限を引き上げるという点についても、私としては反対をしたいと思います。先ほど、山崎弁護士からもありましたように、成人にとっての10年と少年にとっての10年というのは全く意味が違うというふうに私も考えます。例えば、少年に対して、15年を超えて20年などの長期の刑罰、刑に服するというふうになった場合には、場合によっては、少年がそれまで生きてきた人生よりも長い期間、刑務所に入るといっても考えられるわけで、そのような少年にとって、社会復帰は大変困難になると言わざるを得ないのではないかと思います。

そういった意味でも、少年に対する懲役刑というものは、成人にとってのものとは全く違うという点を踏まえていただきたいと思います。

それから、共犯事件において、少年が主犯で、成人直後の共犯者が従犯的な役割の場合に不均衡が生ずるといった指摘もなされているわけですが、この点については、現行の刑法や少年法が年齢を基準にして制度区分を設けている以上、そのような事態が生ずるといってはやむを得ないのだろうと思います。

もう一点指摘させていただきますと、近年、少年に対する凶悪犯罪というのは減少傾向にあります。そういった意味では、少年に対して刑罰を重くしなければならない、重罰化しなければならないというような立法事実はないのではないかと思います。

例外的に、特にひどい事件があって、これに対して現行の法定刑では軽過ぎるのではないかという事案が仮に1例、2例あったとしても、それで直ちに法改正までする必要があるのかどうか、そのあたりは慎重に検討する必要があるのではないかと考える次第です。

私の方からは以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、武さん、お願いいたします。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 不定期刑は不要と考えます。現行の少年法51条と52条は、18歳以上の少年と18歳未満の少年に対し、実際に懲役刑を科するに際し、整合性が欠けています。制度としておかしいのです。是正の必要があると思います。

ただ、それ以前に、そもそも不定期刑の必要がないので廃止していただきたいと思います。不定期刑は少年の可塑性に配慮した規定ですが、先ほど、小木曾先生もおっしゃったように、服役中に少年に改善が認められる場合、現行制度でも仮釈放制度により社会復帰をさせることができ、制度としてはそれで十分と考えます。

**上富刑事法制管理官** 仮に不定期刑を維持する場合という点については、廃止というお立場なので、意見はないということよろしいですか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** はい。

**上富刑事法制管理官** わかりました。

それでは、望月さん、いかがでしょうか。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 私も不定期刑はなくてよいのではないかと考えています。

今までいろいろ、少年刑についてお話を伺ってきましたけれども、現行の不定期刑が加害少年に科せられる量刑として適切であるのかどうかについて、ちょっと疑問を感じています。今、

武さんもおっしゃったように、少年の身体的な拘束の軽減については、仮釈放を適用することで十分なのではないかなというふうに思います。

不定期刑には、少年個々の可塑性・可能性を大切に、少年の状態を見ながら対応していくという意味も含まれていると思いますが、それが少年の更生にとってプラスになることばかりなのではないかという疑問があります。

厳罰化ということでは決してなくて、犯した罪を自覚してもらうためにも、適切な定期刑を定めて言い渡していくことが必要なのではないかと思います。そして、決められた期間の中で適切な教育を行い、再犯を防いでいくことが今求められていることなのではないかというふうに思います。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、今の2点について、質疑応答を行いたいと思います。

御質問につきましては、従前どおり、どなたに対する御質問であるのかを明らかにしてお願いしたいと思います。

それでは、何か御質問がございましたらどうぞ。

**檜刑事局付** 武さんと望月さんに御質問させていただきたいんですけども、不定期刑を廃止すべきだということですが、そうしますと、今、有期刑の上限につきましては10年とされておりますが、不定期刑を廃止した上で有期刑の上限を10年から引き上げる必要があるか否かという点についてはどのようにお考えでしょうか。今のままでいいのか、それとも引き上げるべきかという点について御見解をお伺いさせていただきたいと思います。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 今、10年から引き上げるべきかどうかというのはちょっとわかりません。その量刑を決定していくに当たっても、慎重な検討が必要だというふうに思っています。ただ不定期刑は必要ではないということです。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 私たちとしては上げていただきたいです。

それから、山崎先生が先ほどおっしゃったんですが、大阪の堺支部の判決のことに触れたんですが、あれは裁判員裁判だったから、一般の人たちがどれだけ理解はできたんだろうかというようなことをおっしゃったんですが、それを言うということは、裁判員裁判を何か否定しているように感じるんです。私は、裁判員裁判というものは、ちゃんと時間をかけて一般の人たちにわかりやすく説明して、丁寧に理解をするようにしているのを知っているものですから、それを何か全否定しているような気がしたんです。堺支部の判決というのはとても大事な判決ですし、勇気を出して言ってくくださった言葉だと私は思っています。これは裁判所の判決として素直に認めるべきということもおっしゃっているんです。それを素直に受け止めて、不十分な法制度なんだということを認めていただきたい。それを、裁判員裁判のせいにはしていただきたくないんです。一般の人もしっかりと理解して出た判決だと思いますが、どうでしょうか。

**山崎弁護士** 私の発言の趣旨は、裁判員制度自体を否定するというものではございません。ただ、御承知のとおり、実際の裁判員裁判の運用というのは、裁判員が選任されてからの審理期間というのがかなり限られているというのが現状だというふうに理解しています。そうなってきますと、その期間の間に必要な法廷での審理を当然進めなければならないわけで、その前提としての少年法の考え方ですとか、なぜこういうふうに成人の刑と違って緩和がされていて、実際

の刑の執行の現状がどうなっているのか。あと、少年刑務所と成人の刑務所の違いがどうい  
ところなのかとか、そういった点も含めて、十分な理解が得られるような手続がなされている  
のかを検証する必要があるのではないかと。なされていないと断言しているわけではございま  
せんし、私も実際に堺支部の事件の手続を傍聴しているわけでもございませんので、ただ、一  
般論として、その辺はしっかり検証する必要があるのではないかと、こういう趣旨でございま  
す。

**上富刑事法制管理官** ほかに何か御質問はございますか。

それでは、次に、少年刑についての三つ目の論点として、仮に不定期刑を維持するとした場  
合に、不定期刑における量刑の基準を明確にするということの是非について、意見交換を行  
いたと思います。

この点につきましても、また植村先生から順次お願いいたします。

よろしく申し上げます。

**植村学習院大学教授** この点も、特にこれまでお話ししたところと変わるところはありません。  
不定期刑が維持されるという前提で考えますと、その量刑基準が明確な形で存在するのが望ま  
しいのは当然なことです。特に、先ほど来、話題にもなっております、国民が参加する裁判員  
裁判においては、そのことがより強く当てはまるものと考えています。

では、どうするのかということになりますが、量刑基準としては、既に御説明いたしました  
ように、長期基準説によるのが相当ではないかというふうに考えています。その具体策とし  
ては、仮に今回の少年刑の改正が実現するという前提を取りますと、法改正に関する議論  
の中で、一定の量刑基準を明示して議論を統一し、最終的には好ましい事例があればとい  
うことになりますが、判例でその判断が示されて、量刑基準が明確にされると。この  
方法もあり得ると思います。

もっとも、この方法は実現までに若干の時間を要することになりますから、立法にお  
いて、例えば不定期刑の定め方を長期を基準として短期も定めるなどといったことを  
明示して量刑基準を明らかにするといった方法もあり得ると思います。

いずれにしても、明確化をするのが望ましいのではないかと考えております。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、瀬川先生、お願いします。

**瀬川同志社大学教授** 不定期刑の量刑基準に関しては、これまで長い間、不明確であるとい  
うことが問題視されてきました。さらに、裁判員制度が導入されて、一般の市民の人  
たちにどう説明するのか、どういう理解をしていただくのか、現場では非常に御苦  
労があったというふうに思われます。そういう点で量刑基準の明確化というの  
は必要であるというふうに思います。

もし立法的な作業が軌道に乗れば、できれば、量刑基準を法律上明確化する  
必要がある長期説が有力と言われているわけですが、それを前提とした立法化が望  
ましいのではないかと考えております。

**上富刑事法制管理官** 小木曾先生、いかがでしょう。

**小木曾中央大学教授** 私も、長期説に従った改正が必要であろうと考えています。  
可塑性ということですから、責任の上限はここままで、執行の様子を見て、そこ  
から早い段階で刑が終わる



という考え方が一番自然なのではないかと考えます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

最高裁判所、いかがでしょうか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** この点についても、現時点で特に意見はございません。

**上富刑事法制管理官** 武内先生、いかがでしょうか。

**武内弁護士** 先ほどと同じですけれども、何らかの形で不定期刑の量刑基準を明確化することが望ましいと考えます。その際、長期を基準とするか、短期を基準とするかについては、まだ検討を要するかと思いますので、この時点では見解を留保させていただきます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

山崎先生、いかがでしょうか。

**山崎弁護士** 私も、何らかの基準を設けること自体については、基本的に賛成でございます。

判決を言い渡される側の、少年である被告人の立場から考えたときも、やはりどこが基準なのか、あるいはどういう判決なのか、ということを理解できることも必要だろう、という視点もございます。ただ、具体的にどのような基準が適切かについては、現時点ではちょっと考えがまとまっておりませんので、意見は留保させていただきたいと思っております。当然のことながら、責任主義という見地からは長期説が妥当とも考えられるわけですが、一方で、不利益変更の禁止に関する判例が、いわゆる中間位説をとっているというふうに理解されておりますので、それとの関係ですとか、それ以外の点についてももう少し検討の余地があるかなというふうに思っております。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

須納瀬先生、いかがでしょうか。

**須納瀬弁護士** 私も、基準を設けることについては賛成でございます。そして、基準を設ける場合、どのような基準にするかについては、今、山崎弁護士が述べたのと同じ理由で、基本的には、責任主義の観点からいうと長期説というのが合理性があるのではないかと考えますけれども、最高裁判例が不利益変更禁止の関係で中間説をとっているという点も踏まえると、もう少し検討させていただきたいということで、結論は留保させていただきたいと思っております。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

武さん、いかがでしょうか。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 不定期刑は廃止していただきたいとは思っていますが、もし仮に不定期刑を維持するとしたなら、不定期刑の長期及び短期の上限を引き上げていただきたいです。

**上富刑事法制管理官** 長期、短期、どちらを基準として考えるかということについては何か御意見はお持ちでしょうか。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 長期に基準をおき、引き上げていただきたいです。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

望月さん、いかがでしょうか。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 私も、不定期刑は廃止という方なんですけれども、もし定期刑が存続するのであれば、やっぱり長期を基本にして明確化していただきたいというふうに思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、今の論点につきまして御質問があればお願いいたします。

この点はよろしゅうございますか。

それでは、少年刑についての意見交換はこの程度とさせていただきます。次に、被害者のための公的弁護士制度について意見交換を行います。

この点に関する論点としては、国費による被害者法律援助制度を導入することの是非ということになりますけれども、それでは、提案者の武内先生からまた順に反時計回りということでお願いしたいと思います。

**武内弁護士** 被害者のための弁護士の必要性に関しては、御出席各位の間で御異論がなかったところ、皆が認めることであると理解しております。事件発生直後の早い段階から被害者に弁護士が付き、各種の事務を代理人として対応することができれば、被害者の負担が大きく軽減されることとなりますし、これらの活動へ適切に対応するには、各種の法的知識を備えた弁護士以外では十分な支援を期待することができません。被害者のための弁護士制度というのは極めて必要性の大きいものと考えます。

現状、国選被害者参加弁護士制度というものが国費をもって被害者のために弁護士を付しておりますが、国選被害者参加弁護士制度は、被害者参加の場面に限って弁護士を付すという形になっておりますことから、現行の国選被害者参加弁護士制度の拡充という形によっては、法廷外での被害者支援活動、あるいは少年審判の段階での被害者支援活動に関与することが難しいという状況です。また、裁判所による選定ということ为前提とする限り、捜査段階で被害者のために弁護士を付すということは、やはり機能が難しい状況にあります。

となると、被害者のための弁護士制度に関しては、日弁連が提言している方向、すなわち、被害者法律援助事業を国費化するという形によって、被害者のために事件発生直後から途切れなく幅広い弁護士による援助を提供できるようにすることが最も望ましい方向であると考えます。

なお、付言しますと、今回の意見交換会では、国選付添人制度の拡充、あるいは検察官関与の範囲の拡大といったことがそ上にのぼっておりますが、これらと均衡を図るという観点からも、被害者のための弁護士制度について、積極的に検討していただきたいと考えております。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、山崎先生、いかがでしょう。

**山崎弁護士** 私もこの制度については賛成でございます。私は少年の付添人として活動することが多いわけですが、そういった具体的な事例の中でも、実際に被害者の方からの相談に応じて必要な情報提供、あるいは事務の代理をできる弁護士の存在の必要性というのを強く実感しております。

例えば、付添人として被害者の方に謝罪に伺ったり、被害弁償のお話をさせていただく場面なども少なくありませんけれども、被害者の方から尋ねられれば、今後の手続はこのように進みますということは説明するようにはいたしておりますが、具体的にではどうしたらいいのかということ尋ねられても、付添人という立場上、その方にアドバイスをすることができずに、大変ジレンマを感じるというような場面もございます。場合によっては、そういうときには被害者の相談窓口を御案内して、代理人を付けられてはいかがですかということをお勧めします。

ることがございます。

やはり、その事件の発生の直後から、被害者の方からの相談に被害者側の立場で対応できるという弁護士が存在が必要であるというふうに感じております。そのような、弁護士による途切れのない、幅広い被害者支援ということを国が支援していくということは非常に重要だと考えておりますので、私も賛成の意見でございます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

須納瀬先生、いかがでしょう。

**須納瀬弁護士** 私も、被害者のための弁護士制度、国費による弁護士の選任制度を導入することは必要だと、賛成したいと思います。

一つ申し上げたいのは、今回、国選付添人制度の拡大ということも論点として取り上げていただいておりますけれども、少年とのバランス論で被害者に弁護士をつけるという考え方ではなくて、被害者の権利は権利として適切に保障する必要があると考えております。

そういった観点から、少年とのバランス論ということではなくて、被害者の権利を十分に確保する観点からこういった弁護士制度が必要だろうというふうに考えています。

事件記録に関して、2000年の改正で被害者による閲覧・謄写の権利等が認められるようになったわけですが、そういった記録を閲覧し、事件の内容を正確に把握するためには、弁護士の援助等は必要だと考えますけれども、ただ単に、審判段階になってから記録の閲覧・謄写をして、それを分析すればいいというものではなくて、御承知のように、少年審判の期間というのは大変短いわけですから、その期間だけでは、やはり弁護士のサポートとしては不十分なのだろうと思います。そういった意味では、事件発生直後からきちんと被害者に寄り添って、被害者をサポートし、事件の内容をできる限り把握していくことによって、審判段階でも適切な援助ができるということになるのではないかと思いますので、そういった形での弁護士制度というのを検討すべきではないかと思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

武さん、いかがでしょう。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 私たち少年犯罪の被害者というのは、突然、事件に遭います。そうしたら、今まで法律に関わっていないので、法律のことが全く分かりません。それと、私たち遺族の場合になると、お葬式、その後の供養、そういうことにずっと追われていきます。そういうとても大変な事柄が続くわけです。その中で、早く終わってしまう少年審判までにしなければいけないことがたくさんあります。制度も分かりません。だから、事件直後から法律をよく知っておられる弁護士さんに付いていただきたいです。

でも、私たちは、弁護士という名前を聞いただけで、お金がかかってしまうんじゃないかって思います。最初からあきらめる人もいます。途中であきらめてしまう人もいます。ですから、できたら国選弁護人制度というのを充実させていただきたいというか、それを作っていただきたいと思います。できることを本当にできるときに制度を使いたい。法律もちゃんと使いたいわけです。それが私たち遺族にとって、その後、生きるためのスタートラインに立てるような気が私はします。ですからそれは実現していただきたいと思います。

でも、ここでもやはり、弁護士が誰でもいいわけではありません。被害者のことを理解してくださる方、寄り添ってくださる方、聞く耳を持ってくださる弁護士さんにやっぱり付いていただきたいというのを私たちは強く願っています。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、望月さん、お願いします。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 被害者のための公的弁護士制度はぜひ導入していただきたいと思います。少年事件では、事件発生直後から、被害者の知りたい情報を手に入れることが非常に難しいんですね。それで被害者の方は、無力感や自責感にさいなまれることが多いものですから、やはり弁護士は必要だと思います。

都民センターで行った被害当事者支援において、被害者支援に理解のある弁護士さんを依頼したことで事件や少年審判の経過について情報が得られましたし、意見陳述の際にも配慮していただくことができましたので、弁護士によるサポートが重要であることは実感しています。

今、武さんもおっしゃいましたように、被害者にとって、弁護士を依頼することは費用の面で非常に高いハードルになっていますので、被害者の選択肢を広げるという意味でも、ぜひ国費による法律援助を実現させていただきたいと思います。

**上富刑事法制管理官** それでは、植村先生、お願いします。

**植村学習院大学教授** よく問題点が分かっているわけではありませんので、何らかの形で必要な部分があるということは恐らく間違いがないだろうと思います。ですから、そういった形でどういった立法が必要か、あるいは可能かというのを検討するということはいいと思います。ただ、全面的にスタートするということになりますと、被害者ですから、当然、加害者がいるわけですが、加害者の手続が全く刑事的になされないという場合もあり得るでしょうから、そういった場合にどう対応していくのかという問題もあると思いますので、いずれにしても、どういう形で位置づけて、制度として設けていくのかということも押さえないと、最終的な制度設計はできないのかなというふうに思っています。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

瀬川先生、お願いします。

**瀬川同志社大学教授** 感想めいたことなんですけれども、90年代後半に犯罪被害者保護二法の関連で、我が国で初めての被害者に対する救済が前面に出てきたときも、この問題というのは正面から論じられなかったというふうに思います。その必要性は余りにも当然というふうに思っていますが、その後この議論が盛り上がらなかったのはなぜなのでしょう。

なぜ議論が盛り上がり、前に進まないのかという検証は必要じゃないかというふうに思っています。植村先生もおっしゃいました法的な枠組みが重要ですし、さらに財源的なことも議論する必要があるのではないかと思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

小木曾先生、お願いします。

**小木曾中央大学教授** 私も制度自体には賛成であります。今、瀬川先生がおっしゃいましたけれども、予算の出し方といいますか、見つけ方といいますか、今、内閣府の方では、犯罪被害者等給付金の拡充についての話合いが行われていると承知しておりますけれども、そういった議論とのリンクといいますか、被害者に経済的な支援を拡充すると同時に、被害者に弁護士をつけるその費用をどこから出すかというような議論がリンクして、トータルな被害者支援ということが考えられるとよいのではないかと思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

最高裁判所、いかがでしょうか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** この点についても、現時点で特に意見はありません。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、質疑応答をさせていただきます。御質問がある方は、どなたに対する御質問であるのかを明らかにした上でお願いいたします。いかがでしょうか。武内先生。

**武内弁護士** では、武内から瀬川先生にちょっとお伺いさせていただければと思います。

法的な枠組をどのように立てるか、あるいは財源的なことがネックでなかろうかという御指摘をちょうだいしましたが、逆に申すと、その法的な枠組を何らかの形できちっと位置づけて、あるいは財源的な手当が実現可能であれば、被害者のための弁護士制度自体に関して、有用性はお認めいただけると、こういう理解でよろしいでしょうか。

**瀬川同志社大学教授** 失礼しました。私が最初に言ったことは、余りにも当然なことだというふうに思っています。特に欧米に比べて我が国は二、三十年おくらせていて、被害者保護二法で何とか追いつこうとしていたと。しかし、被害者に対する公的弁護士制度というのはほとんど議論が進んでいないと思うんですね。これはなぜなのかという疑問を持っているという趣旨です。だから、前提としては賛成であるということです。

**上富刑事法制管理官** ほかにございますでしょうか。

**武内弁護士** 続けて、武内から小木曾先生にお尋ねさせていただければと思います。

被害者の経済的支援の拡充とのリンクを考えて、総合的な支援の検討が必要ではないかという御指摘だったかと思いますが、いかんせん、犯罪被害者に対して今、経済的支援という形で論じられているところは、被害の経済的な補償というようなところが主眼となっておりますので、どうしてもその給付を受けるのが被害発生直後からかなり時間がたってからになってしまうという限界があるかと思えます。そういった限界を踏まえた場合に、事件発生直後から被害者に対する補償、経済的支援としては国庫負担、財政負担の比較的軽いという範囲で、私どもの方は援助制度の国費化ということを提言しておりますけれども、事件発生直後は被害者が弁護士費用をいわば立て替えておいて、後日、国庫から精算を受けるというのは、やっぱりちょっと被害者にとって経済的負担が大きくなるのではないかというふうに考えるんですけれども、この点については御意見いかがでしょうか。

**小木曾中央大学教授** おっしゃるとおり、まず被害者がお金を出して後からというよりも、一番初めに国庫からお金を出すその財源をどこから見つけてくるかということでありまして、多少、荒唐無稽な話にはなるんですけれども、今、犯罪被害者の給付金制度があり、それからヤミ金融の被害給付、被害回復給付金支給制度があり、被害者に経済的な支援ないしは奪われた犯罪収益を還付するという制度がそれぞれ別立てであるんですね。そういうのを統一して、被害者支援に係る財源をそこから出すというような制度ができれば望ましいのではないかと。実はそういう頭があつてした発言でございまして、それはもう、国庫から出せるのであればまず国庫から出すというそれに全く異論はありません。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。

よろしければ、このテーマについてはこの程度とさせていただきます。

それでは次に、検察官関与制度につきまして意見交換させていただきます。

この点につきましては、論点として、一定の事件について、検察官関与を必要とする、及び要保護性に関する審理にも関与することができるようにすることの是非につきまして御意

見を伺いたいと思います。

まず、提案者である武さんからお願いいたします。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 私たち少年事件の被害者は、事件に遭って初めて少年法というものを知りました。非行少年を処罰するのではなく、保護・教育するという少年法の理念は、被害者から見れば、驚くような内容でした。実際、被害者の中には、少年法など要らないという人も少なくありません。でも、この場で少年法の理念を否定するつもりはありません。ただし、少年を保護・教育して更生させる、健全育成するというのであれば、本当に更生させることのできる制度にしてください。

現在の少年法制は、理念として掲げるものを実際に実現できる制度になっておらず、極めて中途半端な制度であると思います。今回、私たち被害者が最も強く求めているのは、適切な事実認定です。事実認定をいいかげんにしてよいとする理由はどこにもないと思います。特に、人を殺したり傷つけたりした重大事件においては、何を置いても事実を明らかにすることが大前提でしょう。事件の真実を明らかにする、それは、事件を起こした少年に対して、いかなる処分が必要かを考えるに当たっても必要不可欠なはずですし、被害者の名誉回復や尊厳の維持にも必要なことなのです。何度も申し上げているように、不十分な事実認定は、少年の更生にもつながらないばかりか、反する結果にもなるでしょう。私たち少年犯罪被害者は、繰り返し申し上げているとおり、これまで、不十分な事実認定のままで行われている少年審判を全く信用していませんでした。少年に甘いという単純な理由からではありません。きちんと事実認定をしないままで行われている少年審判の後には、一体何が起きるのでしょうか。少年は本当に反省できるのでしょうか。厳密な事実認定を行い、現行制度の下で私たち大人は、少年に本当に更生できる環境を与えられているのでしょうか。

大津での少年のいじめ自殺を発端に、現在、いじめ問題がメディアに大きく取り上げられています。いじめは犯罪です。それでも、これまで多くの事件で真相が明らかにされてきませんでした。学校も、いじめた側の親も、いじめと認識していなかったとか、いじめは存在していなかったの繰り返しでした。でも、今やっと、大変なことが起きた、それをうやむやにするのではなく、本当は何が起きていたのかを明らかにして、再発を防止する必要があるという動きが出ているのだと思います。いじめた側が実際に逮捕されたケースの報道もされています。まさに少年事件なのです。事実を明らかにすることは、再発の防止にも不可欠だということは、いじめの例を見ても明らかでしょう。少なくとも被害者に死傷の結果を生じたような重大事件などでは、自白事件を含め、対審できちんと事実認定をする必要があると思います。そのような重大事件において、きちんと事実認定されないということの方が、そもそもおかしいのです。少年審判も国の制度である以上、国民の信頼の上で行われるものでなければなりません。現在の少年審判は、被害者のみでなく、国民の信頼を得られる制度になっているのでしょうか。少年の健全育成を掲げる少年法の下で、現在の制度が本当に少年の更生を実現できる制度になっているのであれば、国民の納得も得られるでしょう。本当にそうなっているのか、検討していく必要があると思っています。

適切な事実認定が必要だとしても、必ずしも検察官関与は必要ないという意見もあります。検察官関与に反対する意見です。検察官が審判に出席すると、少年が萎縮して話せなくなるとか、和やかに行われるべき少年審判制度に反する等の理由が常に挙げられます。でも、逆送された事件では、実際に少年が何も話さなかったという例が何件あったのでしょうか。実際には、

刑事法廷においてさえ、きちんと話せる少年がほとんどだと思うのです。検察官が関与したからといって、直ちに審判が和やかでなくなるということにはならないと思います。そもそも、重大事件を起こした審判の場なのです。本来、厳しい場であるはずなのです。

ただし、私たちは厳しい言葉で少年を問い詰めてほしいなどと言っているわけではありません。少年であることに配慮した質問の仕方というのものもあるはずです。和やかにという意味はそういうことなのではないでしょうか。

2000年の改正で導入された裁定合議も、適切な事実認定の実現のための制度でした。でも、とても中途半端な制度のように思います。裁判官は基本的に中立な立場です。3人の目で見ても、見えないものは見えないし、また、積極的に見ようとしてはいけないものもあるでしょう。裁判官の中立性を確保するためにも、検察官関与は必要だと思います。現在の制度では、裁判官の裁量で検察官関与が行われているようになっています。でも、裁量というものは、その裁判官の判断に任せられているということであり、結果として同じような事件であっても、検察官が関与したりしなかったりという事態になり得るわけです。そのような不平等な結果を招きかねない制度設計をして、結局、信頼を損なうよりも、一定の重大な事件には常に検察官を関与させて、きちんと事実認定をする、原則、検察官関与制度にする必要があると思います。

また、日弁連の意見で、国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大するよう求められています。付添人の範囲を拡大するのであれば、その点から見ても、検察官関与が必要だと思われます。

ありがとうございます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

要保護性に関する審理については御意見ございますか。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 一緒ですね。前回、そのことは言ったんですが、審判の結果で、その少年の生い立ちだとか育ち方だとか、いろんなことが理由になってしまうわけです。私たちは、加害少年のプライバシー、その何かが知りたいわけではないんです。事件に関する大事な部分だから知りたいわけですね。要保護性についても、それは社会記録のことでした。すみません。

要保護性のこと、例えば反省をしているとか、いろんなことを言う場合があります。例えば、これから一生かかって償っていくとか、一生賠償していくとか、いろんなことを言うことがあるわけです。そのことに対してもやっぱり検察官が入って、しっかりと確認をするということは必要だと思います。それをしたことで、加害少年の認識が今よりは変わってくると私は思うからです。ですから、そういう部分でも必要だと思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、望月さん、お願いします。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 検察官というのは、事実認定の専門家なので、検察官が関与することは被害者にとってより納得できる状況になると思います。また、家庭裁判所や少年側以外の視点を入れることは、より確実な事実認定につながると思います。公正かつ正確な事実認定は、加害少年にとっても、事実としっかり向き合うきっかけになるのではないのでしょうか。

今まで、検察官が関与した審判で何か重大な問題が起きた事例があるとしたら、具体的な内容を教えていただければと思います。すべての少年犯罪に検察官が関与することは難しいと思

いますが、被害者の心情を鑑みるということであるならば、被害者の選択肢をより広げていただくことが欠かせないと思いますので、是非制度の改正をお願いします。

要保護性についても武さんと同じ意見です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございました。

それでは、植村先生、お願いします。

**植村学習院大学教授** 現行の制度、及び今回の見直しで仮に検察官関与の対象事件が見直されると。この二つを前提としますと、検察官関与を一定の事件について必ず立ち合わせるということは、今、そういった改正を踏まえたと、直ちに必要だとは考えていません。

ただ、要保護性についての審理の関与の点も含めまして、将来的に今後の実情を見ていくということは必要だろうと思います。現段階ではそれで足りるのではないかというふうに考えております。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございました。

瀬川先生、お願いします。

**瀬川同志社大学教授** 一般的な議論という意味じゃなくて、この意見交換会の流れの中で発言しますと、今回、国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大が論じられていますので、その関連でいえば、検察官関与制度も同時に並行して議論されてもよいのではないかと考えています。

つまり、事実認定の適正さを確保するためにも、付添人制度の範囲を拡大することと同時に、検察官関与というのはやはり考えざるを得ないんじゃないかというふうに私は考えております。

要保護性については、私は余り確信を持ってませんので、この点は結論を留保いたします。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございました。

それでは、小木曾先生、お願いします。

**小木曾中央大学教授** 私も、検察官関与をもし広げるのであれば、国選付添人の議論の範囲で考えればよいのではないかというふうに考えています。ただ、そのニーズがあるかどうかということはまた別問題ではあるんですけども、範囲についてはそういうふうに考えればよいのではないかと考えておりますし、要保護性については、多少、法務省なり検察官の皆様には失礼な言い方ですけども、エキスパートである家庭裁判所の調査官等がいれば、検察官がその要保護性についてどのような役割を審判で果たすのかということが私はよく分かりませんので、白か黒かということと言われれば、それについては結論留保ということにならざるを得ないと思います。

ただ、一般論としては、反省のないところに更生はないと思いますので、そしてまた、子供の反省の前提になるのが事実認定、正確な事実認定であるということはそのとおりであると思いますが、ただ、要保護性について、検察官がどのような役割を果たすのかということが私はよく分かりません。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございました。

最高裁判所、いかがでしょう。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 立法政策の問題でありますので、この問題を検討する上での前提認識についてのみ申し上げます。

本意見交換会において取り上げられている検察官関与の問題には、現行の裁量的な制度の対象事件の範囲を拡大するべきか否かという論点と、一定の事件について必要に関与させるべ



きか否かという論点と、さらに、要保護性に関する審理にも関与させるべきか否かという論点の、大きく言って三つの論点があるんだろうと思います。今問われているのは、後の二つの論点であると思いますが、その中でまず必要に関与されるべきか否かという論点に関連してでございますが、最高裁として第3回意見交換会で、付添人の関係でお話をさせていただいたときに、裁判所として非行事実の認定をいかに重視しているかということについても話をさせていただきました。その中で、非行事実の認定が裁判所にとって適切な処遇選択の前提になるというのは当然ですが、それにとどまらず、少年に安易な言い逃れを許さず、自分の責任にしっかりと向き合わなければならないことを伝えるという教育的な意義があると考えていること、したがって、そのためにも適正な事実認定の実現に努めてきていることを説明させていただきました。

具体的には、多くの審判においては、通常、少年に自分の言葉で詳しく事実経過を語らせて、事件を追体験させることによって自分の行為の悪質さに目を向けさせる、また、そのような非行に至る原因となった自分の問題点はどこにあったのかを気付かせることが必要となります。そのため、裁判官としては、少年が非行事実を認めているかどうかにかかわらず、少年に対し、非行態様について詳しく聞くほか、非行に至る経緯や動機についても繰り返し質問して、少年が客観的な証拠等に反する話をした場合には、それについて厳しく指摘するなどしているのが基本的な運用であると認識しております。

こういった審理の中で、検察官がどのような活動を行うことが想定され得るのかということのを慎重に検討していただく必要があろうと思っております。

次に、要保護性の審理に関与させるべきか否かという論点についてですが、要保護性の審理において、少年が反省していると述べたときに本当に反省しているのか、また、保護者が少年をしっかり監督しますと述べたときに、本当にその実現性があるのかどうかというのは、裁判所が処遇を決める上でも非常に重要な点です。

したがって、まず、実際の審判の場面において、裁判官、さらには家裁調査官から、少年をしっかり監督すると述べる保護者に対し、では保護者として具体的にどういったことを行おうと考えているのか、また、これまでなぜそういうことができなかつたのかなど、具体的に繰り返し問うこともいたします。また、要保護性については、審判の場で少年や保護者等が述べた事項にとどまらず、それまでの捜査段階や少年鑑別所における少年の状況、さらには家裁調査官が家庭訪問したり、その他社会調査をする中で得られる情報を総合して判断しているところでございます。

そういった要保護性の審理の中で、検察官がどういった活動をするのが想定できるのかということのを慎重に検討いただきたいと考えているところでございます。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは次に、武内先生、お願いいたします。

**武内弁護士** 公正で正確な事実認定が少年審判の場面でも重要不可欠であるということに関しては全く異論がございません。ただ、現行の職権主義の下での少年審判制度の中で、検察官の関与する範囲をどこまで拡充するかということは、現時点ではまだ慎重な検討が必要ではないかというふうに考えております。この論点に関しては、先の国選付添のところで出た論点とあわせて、意見を留保させていただきたいと考えます。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、山崎先生、お願いします。

**山崎弁護士** 私は、一定の事件について、検察官関与を必要的とすること、及び要保護性に関する審理にも関与できるようにすることについて、反対の意見でございます。

まず、適正な事実認定については、今、最高裁の方からもお話がありましたけれども、審判に検察官が関与していない現状であっても、捜査機関が収集した証拠はすべて審判に提出されることとなります。少年の供述自体も、捜査機関が厳しくその内容を吟味しておりますし、さらには裁判所も、少年の言い分をう飲みすることなく、ほかの客観的な証拠や証言等と照らし合わせながら、厳しく吟味し判断されているというふうに思います。

ですから、現実の審判は、例えば「少年の嘘がそのまま通る」というような状況では決してない、というふうに理解しております。さらに、重大な事件などにつきましては、現在は裁判所が合議体を採用して、多角的な視点に基づいて事実認定ができるという体制もございますので、現行の少年審判でも適正な事実認定は十分に可能であろうというふうに考えております。

そもそも少年審判では、成人の刑事裁判とは異なりまして、伝聞証拠が排除されるという法則が採用されておられません。ですので、先ほど申し上げましたように、裁判官は、最初から捜査記録のすべてに目を通して審判に臨むということになります。このような中で更に審判に検察官が関与するということになりますと、例えば捜査段階で少年が虚偽の自白をさせられたような場合であっても、審判廷でそれがそのまま維持されてしまうなど、誤判のおそれを大きくしてしまって、かえって適正な事実認定を妨げるという問題がございます。検察官関与にはそもそもこういう問題がございますので、これを必要的に関与させるということまで認めますと、更に問題は深刻化するというふうに懸念しております。

さらに、少年法がそもそも検察官を関与させないという構造をとっておりますのは、言うまでもございませんけれども、少年の健全な育成・保護・教育のためには、少年の心身の状況に最もふさわしい対応が可能な手続をとることが望ましいという考えの下に、審判の方式も様式性や対立構造といったものを排除して、検察官には関与させないという職権主義的な審問構造を採用しております。

かような基本的な構造からしましても、対審構造の導入ですとか、さらには要保護性、処分決定の手続にまで検察官を関与させるということは、この基本理念と整合しないであろうと。特に処分決定は科学主義に基づいて家庭裁判所が専門的に判断する専権事項ということになっておりますので、そこまで検察官の関与を認めるということには反対するものであります。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

須納瀬先生、お願いします。

**須納瀬弁護士** 私も、一定の事件であっても、検察官の原則的な、あるいは必要的な関与というものについては反対であります。まして、要保護性の審理についても検察官が関与することについては反対でございます。

非行事実の認定については、検察官が関与しない中で適正に行われているというふうに考えますし、2000年の改正で、一定の重大事件に限って、裁判所の許可に基づいて検察が関与できるようにしており、その制度で十分であろうと考えます。

要保護性に関する審理に関しては、先ほど、最高裁からも話がございましたけれども、少年が反省しているとか、被害を弁償するつもりであるとか、そういうことを言ったときに、裁判所はそれを直ちに鵜呑みにして決定を下すという現実にはございません。実際には、裁判所からその反省に至る過程、そして今現在、何を考えているのか、あるいは弁償ということについても具体的にどういうことをめどとして考えているのか、等についても厳しく問われるところでございます。付添人も、ただ単に少年に対して反省の言葉を言えばいいというようなアドバイスをするわけではございません。

そういった意味から言いましても、現時点で要保護性の審理に関して検察官が関与する必要はないだろうと思えますし、さらに要保護性について、検察官が関与すると、特に、武さんがおっしゃるように、被害者の立場を代弁する形で関与するということになりました場合には、現行の少年法の趣旨であるところの少年の健全育成という目的に反する形で少年に対する厳罰要求を代弁したり、あるいは、少年の更生よりも社会の安全を優先する形で少年を追及する、あるいはそういった意見を述べるということになりまして、現行の少年法を大きく変容させてしまうということになると考えます。

そういった意味でも、要保護性の審理に検察官が関与するということについては強く反対したいと思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、以上の点についての質疑応答を行います。御質問のある方は御発言ください。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 質問でなくてもいいでしょうか。

**上富刑事法制管理官** どうぞ。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 私、要保護性の部分でも検察官関与が必要といったんですが、民事裁判を起こして分かったり、調停を起こして分かったりするんですが、一生償うとか、例えばお墓参りに行くとか、自分は少年院を出たならすぐお墓参りに行くとか言っていたりするわけです。私は、今、30家族の遺族を知っております。それに対して、集団暴行が多いので、加害者が百五、六十人いるわけです。その中で逆送になったという事件はほんの一部ですので、少年院を出た少年が多いわけですが、その中で本当に足を運んだという少年を私はまだ聞いたことがないんです。それが現状なんです。それをされていたならば、私はここまでは言わないんですが。審判廷の中は和やかに、それはいいと思います。でも、加害者がいて、その親がいて、調査官がいて、そして加害者の付添人がいたりするわけです。その中で、自分が大変なことをした、本当に重大なことをした認識というのは生まれないというか、もっと言えば、本来であれば、人であればそう思うだろうと思う心をそこで奪い取られているなと思うわけです。だからそこに検察官が入ったならば、もう少し加害者の行動というのは違うのではないかと思います。

ですから、私たちが言うのは厳罰化ではないんです。厳罰という言葉を使ってはいません。私は適正化だと思っています。加害者少年はこれから社会、厳しい社会に出るわけです。もっと厳しいんです。付添人がいるわけではありません、社会には。親がいつも付いているわけにもいきません。だから、社会でも大事なことなんです。まずその認識を持たすということは大事です。それにはやはり、加害者側の関係者だけでなく検察官も入って、きっちりと人としての責任、自分のやったことを見つめるということをするべきだと思うんです。そうするともう少し先程話しました加害者が被害者へ誠意を見せるという数字が変わると私は思います。それ

を知ってもらいたかったです。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

山崎先生どうぞ。

**山崎弁護士** 今、武さんの方から、お墓参りに行った少年がいないというお話がありましたが、私は実際にそういうことを経験しておりますので、一言申し述べておきたいと思います。

被害者の方が亡くなられた事件というのは、付添人にとっても非常に重い事件であります。私の場合、そのような事件では、少年が少年院に行った後も面会に行きますが、少年院の中でも、少年に対して、被害者の方に対してどういうふうに謝罪をしていくか、という教育指導が行われております。そのような中で、少年院を出る前に、少年から私に対して「被害者の方に連絡を取ってもらって、少年院を出た後で謝罪とお墓参りに行きたい」という手紙が届くことがあります。そのようなケースでは、私のほうで被害者の方と対応させていただき、実際にお墓参りに伺ったり、御自宅に謝罪に向いて御仏壇に花を供えたりということをしたことも複数ございました。そういった例もある、ということは御理解いただきたいと思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。ほかに御質問ございますでしょうか。

よろしければ、この点についてはこの程度にさせていただきます。

それでは次に、被害者等による少年審判における質問権について意見をお伺いいたします。

具体的な論点としては、被害者等が少年審判において、少年らに質問ができるようにすることの是非についてでありますけれども、提案者の武さんの方からまず御意見を頂きたいと思えます。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 少年審判においても、成人事件の被害者参加制度と同様の制度を実現してください。現行制度では、少年事件の被害者か成人事件の被害者かで、被害者にできることが大きく異なります。少年審判では、参加ではなく傍聴という位置づけにすぎず、傍聴できる被害者の範囲も極めて限定的です。もちろん、質問もできません。

このような制度の違いに合理的な理由があるのでしょうか。被害者はその事件の当事者なのであり、一般国民ではないのです。私たち被害者は、一般国民の傍聴を要求しているわけではありません。少年法の理念に反する主張をしているわけではないのです。事件の被害者は一般国民とは異なります。これが議論の前提です。この前提に立つかどうかで議論の方向も、内容も、また制度設計も全く異なるものになるでしょう。被害者は一般国民とは異なるという位置づけから出発してください。

少年審判において、被害者ができることの範囲を成人事件と同様にしてほしいというのが私たち少年事件の被害者の第一の要望です。ですから、やっぱり審判廷で質問をさせていただきたいです。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

次に、望月さん、お願いいたします。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 被害者が質問する権利は認めていただきたいと思えます。ですけれども、様々な要件が課せられる質問権であるならば、被害者がまた二次被害を受ける事態にもつながりかねないと思えます。質問の機会があったとしても、形式的あるいは表面的な質問に限られるとしたら、被害者は疎外感や無力感を強化されることとなります。

少年事件の遺族は、何があったのか、亡くなった家族がどのような様子だったのか、どのような言葉を最後に残したのか。それがたとえ痛みを伴うような状況であったとしても、加害少

年に直接確認したいはずだと思います。被害者を傷つけることのない制度の策定をお願いしたいと思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございました。

続いて、植村先生、お願いいたします。

**植村学習院大学教授** 今、刑事裁判との対比で御発言があったわけですが、御承知のように、刑事裁判は傍聴に原則制限がないわけで、傍聴の範囲と被害者の参加の範囲というのがずれることがないわけですが、傍聴の範囲が少年事件のように限られている中で、被害者の立会いというのが仮にオープンな形で認められたという前提に立ちますと、傍聴はできないけど立会いはできるという形になりますので、制度的に整合性がなかなか説明がつかないだろうと思います。

ですから、現行の傍聴制度を前提とする限りは、私は難しい制度になるのではないかとこのように考えております。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございました。

次に、瀬川先生、お願いいたします。

**瀬川同志社大学教授** 少年審判での傍聴制度が認められてまだ日にちがたっていないという感じが私はしています。司法研究報告書の中ではかなり慎重に、しかも積極的に制度を熟成させようとしている努力をされていますので、この制度が熟成され、軌道に乗っていくことをしばらく見守ってもいいんじゃないかと考えています。

少年審判と大人の法廷、刑事裁判とは構造的にかなり違うものです。武さんから見ればそんなの理屈というか、そういうふうに思われるかも分かりませんが、研究者は、少年法というものに対して一つの美学を持っており、少年審判の持っている意味合いを大事に考えたいと思っています。少年の健全育成という理念そのものの尊さというんですか、そういうものというのは今後も尊重していくべきだと考えていますので、武さんのお気持ちはよく分かりますけれども、もう少しこの傍聴制度が順調に軌道に乗る状況を待ってもいいんじゃないかと思っています。

それからもう一つ。質問権は国選付添人制度、あるいは検察官関与と関係しますので、それとの関連でも改めて議論の必要があるのではないかと。質問権というのは、少年審判の構造に影響を与えるというふうに私自身は考えますので、時期尚早という言葉を使ったら失礼かも知れませんが、慎重な検討が必要です。

少年審判廷というのは見せていただいたことあるんですけども、狭いところと広いところがあって、狭い所では被害者がそこに傍聴して質問するというふうな構造になっていないと思います。この点は、広くしたらいいんじゃないかと、そういう簡単な問題じゃないかと思っていますので、被害者がおられて、そこで質問を発してという感じになると、私はまだまだそこまでいってないんじゃないかというふうに思います。

少年審判廷での傍聴というのは、必ずしも研究者側も、日弁連側も、あるいはほかの法曹も、全面的に賛成して順調にスタートしたわけじゃなくて、むしろ強い反対のある中で導入された制度ですので、ここはより慎重なスタンスで私はおります。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございました。

次に、小木曾先生、お願いいたします。

**小木曾中央大学教授** これまでの議論で、被害者がその場にいると、審判廷にいると、少年が萎縮して言いたいことが言えなくなるのではないかということが言われまして、これに対して、それは必ずしも悪いことではなくて、少年に自分がしたこととちゃんと向き合わせるためにはそれが必要なのではないかという御意見もありました。

私は、少年が自分の責任を引き受けるということはもちろん必要であるというか、それが当然のことなのですけれども、それをすることのできる場とその時間というのがあると思います。短期間で行われる審判の場で被害者が少年に質問しても、恐らく、これは憶測ですけれども、被害者が聞きたいことも十分に少年の口から出てこない。事件についても十分に自己表現ができないということになりはしないかというおそれ、懸念があると思います。そうしますと、被害者の方々が望んでおられる、事案の解明ということも満足にできなくなってしまうというようなことになりはしないかということからすると、被害者の皆さんが審判廷で少年に質問するという制度には私は反対です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、最高裁判所、いかがでしょうか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** この点についても、制度設計の前提としてこういうことに留意していただきたいということを申し上げます。

まず、先ほど小木曾先生等が述べられたとおり、審判廷において事実認定や教育的な働きかけをしっかりと行うことを裁判所としては求められているところ、被害者の方が質問されるということになった場合に、そういったことが果たしてうまくできるのかという観点から検討いただきたいと思います。

また、これまでの意見交換会の中でも申し上げましたが、被害者の方が、少年に対し、これを聞きたい、これを知りたいと考えられていることは我々も認識しています。例えば、被害者調査の中や、審判の期日の前に被害者の方から意見聴取を行う中で、裁判所としても、被害者の方の心情を把握いたします。このように把握した被害者の方の心情を審判の場で少年に伝え、これに直面させることで、少年に被害の実状を認識させることもしているところでございます。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、武内先生、お願いいたします。

**武内弁護士** 被害者の方が少年に直接質問等をしたい、知りたい、尋ねたいというニーズに関しては十分に理解しておつもりです。また、成人と異なり、傍聴のみしかできないということの不満足感も了知しております。ただ、現状、被害者が直接、少年に審判廷で質問をするという制度は、現行の審判の在り方を大きく変えるものでありますので、全く導入ができない、あるいは反対であるということではありませんが、慎重な検討、より一層慎重な検討が必要であるということで、現時点では意見を留保させていただければと思います。

付言しますと、現行の少年審判は職権主義がとられておりますので、裁判所に広範な裁量が認められておりますから、先ほど、裁判所から御説明ありましたように、被害者のニーズ、聞きたいというニーズ等を十分くみ取って、裁判官が審判廷でそれを質問するということも可能になっていると理解しております。そこで、裁判所におかれては、被害者の意見聴取、あるいは被害者調査を、現状も踏まえて、より積極的な運用をして、被害者の聞きたい、知りたいと

いうニーズにできる限り応えられるよう、一層の配慮をお願いしたいと考えます。また、被害者のそういったニーズを的確に裁判所へ伝えるというためにも、被害者のために早い段階で弁護士が付くことが必要ではないかと考えております。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

山崎先生、お願いいたします。

**山崎弁護士** 少年審判において、被害者等が少年に対して質問ができるようにすることについて、私は反対の意見です。

まず、犯罪被害者の方に質問権を認めるということになりますと、少年審判において、被害者等に当事者的な地位を認めるということになりますので、基本的な法律の構造に反するのではないかと、という問題がございます。

また、先ほど、最高裁の方からも説明がありましたけれども、2000年以降の数次にわたる法改正によって、被害者等としては、法律記録の閲覧・謄写、審判状況の説明等によって、少年に対して聞きたいことについても相当程度、情報が入手可能となりましたし、質問したいことがあれば、裁判所の方にそれを伝えるということも現実にはできるようになっております。調査官による被害者調査の際、あるいは裁判所による被害者等の意見聴取の機会などを通じて、被害者の方が質問したい事項を裁判所に伝えて、裁判官の方も必要と判断した場合には、裁判官を通じて少年に質問するという方法が現実的には可能となっておりますので、それを利用させていただくのがよいのではないかとというふうに思います。

これに対して、審判廷での被害者等からの質問権ということを確認すると、先ほど、小木曾先生の方からも、責任の引き受けには場所と時間が必要であるという御意見がございましたけれども、少年審判は事件発生から間もない時期に行われることとなります。さらに、非常に狭い審判廷において行われることとなります。そういった状況下において、被害者の方と少年とが直接対峙するという場面が出現することとなりますので、そうなりますと、まだ未成熟な少年にとっては、被害者から直接、質問を受けるということは、非常に心理的な影響が大きいものと考えます。これは、審判傍聴の問題以上に、少年の萎縮や審判の教育的機能の減退ということにつながるおそれがあると考えておまして、少年法の健全育成という目的からは極めて問題であろうというふうに考えますので、結論としては反対の意見でございます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、須納瀬先生、お願いします。

**須納瀬弁護士** 私もこの点については反対でございます。主な理由は山崎弁護士と重なりますけれども、被害者に質問権を与えるということは、少年審判の当事者的地位を与えるということで、現行の少年法1条の枠を踏み出すことになるだろうと思います。そういった意味でもかなり大きな問題であると思います。

それから、被害者が審判廷で少年に質問した場合に、その場で特に問いただすような形で問われた場合に、少年が真実を述べられるかどうか、少年の立場に立って見た場合、私は疑問です。被害者から事実と違う形で問いただされた場合に、それに対して少年が事実でないことと反論するのは大変難しいのではないかと思います。反論すれば反省していないと見られるのではないかと考える少年の心理などを踏まえ、真摯に反省していればいるほど、逆に反論はできない。そういった意味では、かえって真実の発見、事案の解明という点からも逆行してしま

うおそれがあるという問題も指摘できるのではないだろうかと思います。この点は、仮に少年に付添人がついていたとしても、なかなか、少年の心理という点では難しい点があるのではないかと思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、以上の論点につきまして御質問があれば承りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、次の論点に移りたいと思います。

被害者等による社会記録の閲覧という論点であります。

具体的には、被害者等が社会記録を閲覧できるようにすることの是非についてですが、この点についてもまず武さんから御意見を承りたいと思います。お願いします。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 先ほど少し申し上げたんですが、社会記録はプライバシー権が保護されているということは分かっております。社会記録というのはプライバシーだからです。でも、私たち、少年犯罪、少年審判の処分の結果をもらうんですけども、その中には、今までの生い立ちだとか、少年が本当に大変な育ち方をしたからとか、生育とかそういうことが大きく関わっているんです。審判結果はそういうふうに関わっているにもかかわらず、その内容というのは私たちは知るべきがないんです。私たちに調査権、捜査権があるわけではないし、本当に知ることができないわけです。やっぱりそれはおかしいと思うんです。審判結果に関することだから私たちは知らなければいけないんです。私たちが加害少年のプライバシーを知りたい、それを外に向けて発するとか、そういうことを思っているわけではないです。知った情報は漏らしてはいけない、漏洩してはいけないというのは分かります。それをつけた上で、少年記録はやはり事件と大きく関わっていることなので、見せていただきたい。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは次に、望月さん、お願いいたします。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 社会記録が少年の個人情報を数多く含んでいるという説明はお聞きしてきましたけれども、守らなければならない情報がどのようなものであるのか、なぜ公開できないのか、その理由について、もう少し詳しく伺えたらなというふうに思っています。

支援者の立場としては、被害者が社会記録を閲覧したいというのは当然の要望ではないのかなというふうに感じています。支援の体験から、被害者が回復への一歩を踏み出すためには、多くの事実を知ることが非常に重要であると実感しています。それが現実を受け入れる第一歩となるわけです。ですので、できるだけたくさんの情報を伝える方向への努力をしていただきたいと思います。もし閲覧することがかなわないのであれば、被害者が納得できる説明の方法を考えていただきたいと思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

植村先生、お願いいたします。

**植村学習院大学教授** 今の制度を前提としますと、被害者等が社会記録を閲覧するというのは非常に困難だと思っています。もちろん、調査のやり方とか、社会記録の作り方とかにも大きな影響が出てくると思います。それから、いろいろ波及する法律問題もいろいろ出てくるように思いますが、ここでそこまでいろいろ議論する必要はないかもしれませんけれども、現状では



難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

**上冨刑事法制管理官** ありがとうございます。

瀬川先生、お願いいたします。

**瀬川同志社大学教授** 現状は余りつまびらかではないんですけれども、社会記録にどんなものが含まれているか、見たことがないので分かりませんが、相当、単なる個人情報というよりも少年にも知らせたくないような情報も含まれている場合もあり得るといふふうに私は認識していますので、これで全面的な記録の閲覧には反対です。

ただ、その場合に、全部見せてはいけないといふふうに思いませんので、閲覧できるケースと、可能でないケースがあるような気がしますので、この点はもう少し現実を踏まえて、あるいは最高裁判所のお考えを聞いたりして、慎重に考えたい問題だといふふうに思っていますので、十把一からげとか、いいかどうかという是非を問われても、内容によるような気がいたします。

以上です。

**上冨刑事法制管理官** ありがとうございます。

小木曾先生、お願いいたします。

**小木曾中央大学教授** 若干、話がずれるようではありますけれども、かかわることですので、そこから始めたいと思いますけれども、刑事訴訟法の中には、医師や宗教の職にある者が刑事裁判の証言を拒むことができるという定めがあります。また、マスコミ等が組織犯罪、例えば暴力団犯罪等の内幕を知る者から取材するときには取材源を秘匿するということが一般的に行われているわけでありまして、こうしたことは、相手を信頼して伝えられる事実がそれ以外の者に漏れないということを前提として成り立っていると考えられます。個々の事件の被害者が見た社会記録を漏洩するということを懸念しているわけではありまして、プロだけが、裁判官や調査官だけがその事実を知るといふ前提で調査が行われているという社会記録がそれ以外の人々の目に触れるということに制度的になった場合は、協力してくれる側が協力してくれなくなるのではないかという懸念があります。

長期的に見ますと、これも先ほど申しましたのと同じですけれども、事案の解明が困難になる。それがひいては被害者の皆様にとってもマイナスではないかといふふうに考えますので、この点にも私は賛成できません。

**上冨刑事法制管理官** ありがとうございます。

最高裁判所はいかがでしょう。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 立法制度論なので、是非についてのコメントは差し控えさせていただきますが、社会記録が開示された場合にどのような問題が生じるかという観点から若干コメントさせていただきます。

そもそも、少年に最適な処遇を選択して再非行を防止するためには、家裁調査官の調査によって、少年が非行に至った機序とか少年や家族が抱える問題点を分析する必要があります。そのためには、少年や保護者のほか学校等の関係機関から、信頼関係に基づいて、例えば少年の出生の秘密や幼児期からの親子関係など、少年や関係者のプライバシーに深くかかわる情報を含めて、広く情報を収集しなければなりません。社会記録は、このような家裁調査官等による少年の人格や環境の調査結果を記録したものです。これが被害者の方に開示されるということ

になれば、その開示される範囲がどのようになるかにかかわらず、これまでは提供した情報について外部に開示されないという家裁との信頼関係に基づいて調査に協力してきた被調査者が、今後は開示を意識することとなる結果、調査への協力自体が得られにくくなったり、これまでと同様の必要な情報を得ることができなくなったりして、その結果、調査の実効性への影響、ひいては非行の防止のための適正な処遇選択すら難しくなるのではないかという懸念を持っているところでございます。

現状でも、この社会記録については、当の少年本人にも見せていないというものでございますので、開示となった場合の問題点は非常に大きいものであるというふうに考えております。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、武内先生、お願いいたします。

**武内弁護士** 被害者等が社会記録を閲覧できないという制度は、私はやむを得ないものと考えております。ここまで御指摘ありましたように、社会記録というものは、当の少年本人のプライバシーに関わるものだけではなく、家族のプライバシーであったり、あるいは少年本人も知らない情報であったりというものが記載されておりますので、これが開示された場合の影響というのは想像以上に大きいと考えます。

また、成人であれば、そのような記録をとられるということは通常、行われておりませんので、社会記録が少年犯罪の被害者に開示されるということになりますと、少年であるがゆえの不利益ということを生じせしめてしまうのではないかと考えます。

ですので、被害者による社会記録の閲覧ということは、やはり導入は困難と考えます。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、山崎先生、お願いします。

**山崎弁護士** 私も社会記録の閲覧については反対でございます。

当該事件において、非行の動機や背景については、捜査機関による捜査や少年審判の過程でかなりの程度、解明されて、法律記録の閲覧、あるいは調査官調査、審判状況の説明といった手続において、被害者の方々も一定程度知ることができるという状況にあると思います。それに対して、社会記録の閲覧を認めたときの弊害というのは極めて大きいと考えますので、やはりそれは認められるべきではない、というのが私の意見です。

その弊害については、これまでの方々も種々述べられておりますけれども、被害者の方にこれが開示されるということになれば、少年の保護者あるいは周囲の関係者にとっては、率直に事実を語るということがやはりなかなか難しくなって、社会調査全体に重大な支障がもたらされるのではないかと、ということ懸念いたします。

今、武内委員の方からも若干ありましたが、そもそもこの社会調査というのは、少年法が健全育成の目的を達成するために、科学主義ですとか、さらには秘密を守るという前提に基づいて、特に認めているものでございます。成人の犯罪については、そのような調査自体が認められておりません。ですので、この社会記録というものは、少年の事件だからこそ作成されるというものであり、成人の事件ではそもそも存在しておりません。このような社会記録を被害者等が閲覧できるということになれば、少年であるがゆえに、成人以上のプライバシー侵害を受ける可能性が大きくなるという意味でも、やはり不合理であろうというふうに考えております。

以上から私は反対の意見でございます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

須納瀬先生お願いします。

**須納瀬弁護士** 私もこの点については反対でございます。

今、山崎弁護士からもございましたけれども、少年審判において、家裁調査官が調査を行って、それについて心理学的、教育学的、科学的観点からも分析をするということは、科学主義と言われ、少年法9条に定められているところですが、これは少年審判において極めて重要であり、ある意味、根幹を成す役割だと私もは考えています。その調査結果がまとめられているところの社会記録を被害者が閲覧できるということになると、先ほど、諸先生方がおっしゃられたように、そもそも調査自体が困難になってしまって、ひいては科学主義の基本が揺らいでしまうと。そういった重要な問題であると私は考えます。

最高裁の方からも、社会記録は少年本人も閲覧できないというお話がございましたが、付添人は社会記録の閲覧はできるわけですが、謄写はできません。閲覧した内容についても、その内容を少年や、あるいは家族等にストレートに示すということはないわけがございまして、その取扱いについては、付添人であっても大変慎重に配慮している、そういった種類の記録であるということも一応つけ加えさせていただきたいと思えます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

それでは、この社会記録の閲覧につきまして御質問がございましたらお願いいたします。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 質問ではないんですが、社会記録すべてを見せてほしいと言っているわけではなく、確かにプライバシー性の高いものはあると思えます。でも、その中でもやっぱり私たちに見せられるものもあると思えます。それは見せていただきたいと思えます。

それともう一つ申し上げたいのは、プライバシーに関することだとおっしゃいます。それはすごく分かります。だったら、比べるわけではないですが、私たちは子供の命を奪われているわけです。プライバシー以上の命を奪われているわけです。私は子供のプライバシーはどうなるんですかとか言いたかったです。でも命がないわけです。その命を奪った少年なわけです。重大犯罪を起こした少年のプライバシー、そこまですべてをかたくなに守らなきゃいけないのでしょうか。そのすべてとは言いませんが、私たち遺族には開示してもいいプライバシーもあると思えます。それはきっと忘れていると思えます。私はいつも少年事件を傍聴に行ったりして思うことがあります。加害少年のことを皆さんおっしゃいます。加害少年はこれから生きていかなければならない、これから将来が長い、みんなが愛情持って頑張って支えていきましょうって言います。私はいつも思えます。生きているからそう言われるわけです。私たちの会の人は、みんな子供を殺されているわけです。もう見えなくなった子供のことは考えてもらえないんだなといつも思っていて悲しくなるわけです。プライバシーも、人権も、すべてその少年に奪われているんです。そこを絶対忘れないでいただきたいです。

ありがとうございます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

今の武さんの御発言の中で、開示の範囲を限定するなどの方法はというところは御質問という点もあるのかなと思えますが、そこについて、どなたでも。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 先ほど私が述べたところは、プライバシー保護という問題もあ

るわけですが、それ以上に、調査による情報収集が難しくなるというところが一番の問題だと思っております。その調査に与える影響というのは、結局、一部でも外に漏れる、被害者の方に開示される可能性があるという仕組みになることによって、調査の機能が著しく害されるのではないかと考えているところでございます。

したがって、この点は取り出してできるとか、この点はできないとかいう制度設計すること自体が調査の機能に対する影響が大きい話であるというふうに理解しております。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

今の点について、ほかの方から何か御意見、あるいは御質問ありますか。

どうぞ、瀬川先生。

**瀬川同志社大学教授** 私は、最高裁のおっしゃることもよく分かりますけれども、被害者の側から見れば、今、武さんがおっしゃったように、なぜその知りたい権利がそれほど奪われなきやいけないのかということは私は正論だというふうに思います。先ほど言いましたように、可能なものと可能でないものがあるんじゃないかと。すべて見せませんというふうな態度でこのままいくのかどうかということです。だから、調査が非常に困難になるとかということが言われているのは確かにそうかも知れませんが、しかし、調査する内容によっては、可能な範囲もあるのではないかと、今、私が言おうとしているのは代替手段が考えられないのかという気がするんですが、その点は全く考えられませんか。検討の余地はないのかということです。

**上富刑事法制管理官** もし答えられるのであれば。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 法制度ということになると、我々が述べる立場にはないだろうと思いますが、そもそも、法律記録にも様々な情報が含まれており、例えば、非行に至るいきさつなどについても、少年の供述や関係者の供述調書など、かなりの情報があるかと思えます。このような法律記録に含まれる情報を超えて必要な社会記録に含まれている情報ということになりますと、その中でこれはいい、これは悪いという区分け自体が極めて困難なのではないかというのが、実際に社会記録を見た上での感想でございます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

山崎先生、どうぞ。

**山崎弁護士** 社会調査においては、少年の保護者ですとか、少年が在籍している学校などが少年に関する様々な情報を提供しているわけですが、これは少年を含めてなんですが、調査に応じる方々に対し、どのような説明がなされているのか、という問題があります。「これは秘密が守られるから、どうか率直に話してください」という趣旨でおそらく調査をされているのだらうと思います。そもそも、少年に対しては黙秘権の告知が必要なかどうか、といったところも恐らく議論のあるところだらうと思っておりますし、秘密が守られるからこそ、みんな自分の不利益なことも含めて率直に情報を出し合って、適正な審判のために協力をする、という構造が大前提になっているのではないかと思います。後に一部、どこかは開示される可能性がある、というような形では、調査自体がやはり非常に難しいのではないかとこのように考えております。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

**瀬川同志社大学教授** 確におっしゃることわかりますが、ただど一方では、マスコミがいろいろな情報流すわけですね。新聞等、あるいはテレビ等で流れるわけですね。その中で、あるい

は被害者の方から見れば、どれが正しいのかということ是非常に分かりにくい状況にさらされていると思うんです。そのときに、非常に不確かな情報だけを被害者にマスコミを通じて伝えるだけじゃなくて、被害者に対しても、もう少し何らかの一步踏み込んだというか、そういう開示の在り方ってないのかなという気がするんですが。

今日は結論は言えませんが、何か、このままでいいのかなという感じは私は感想として思っております。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

**山崎弁護士** その点に関して言いますと、現実になされている報道が少年法61条の関係でどうなのか、という問題もあるのではないかとということだけ指摘させていただきます。

**瀬川同志社大学教授** 現実には大量に流れているわけですね。しかし、いろんな間違った情報がたくさん流れるという状況があるわけですから、これは被害を受けた方にとっては重大な問題だというふうに私は思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

武さん、どうぞ。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** その社会記録に関して、調査がしにくくなるのではないかとということなんですが、それを理由に被害者にすべてを出さないということはやっぱり納得できないんですね。国の機関なわけです。そういうふうに、先に調査ができにくくなるんじゃないかという不安をまず考えるのではなく、もう少し、どうしたら出せるのかという方向で考えていただきたいし、やっぱり国は力を持っているわけです。ちゃんと力を出していただきたいというか、頑張ってください、調査はいろんなやり方があると思うんですね。その工夫のことをもう少し、しにくくなるというマイナス面だけではなく、どうしたらこれからできるだろうかということ、少し発想として持っていただきたいと思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ここまでで、一応論点として挙げさせていただいたすべてのテーマにつきまして、2巡目の意見交換を終了したということになります。

最後に、締めくくりの意見交換ということで、これまでいただいた御意見や御質問のほかに、この場で特に述べておきたい御意見、御質問等がございましたら、御自由にお問い合わせいたします。いかがでしょうか。

望月さん、どうぞ。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 私は法律を専門的に勉強したこともありませんので、ごくごく普通の感覚の意見になってしまうかと思うんですけれども、私もずっと被害者を支援するという立場にいましたので、今までの議論を通して、やっぱり被害者は蚊帳の外なんだということを実感しました。大前提として少年法やその理念が立ちはだかっていると。私たちが今までいろいろな努力をしながら獲得してきた例えば審判傍聴権であるとか、そういうものは本当に限られたもので、もしかしたら失ってしまいかねないと思いました。被害者のための基本計画が策定された時の初心に戻って、できないとか難しいということではなく、積極的に被害者のことを取り上げていただきたいですし、被害者が社会記録を見たいとか、少年に質問したいという心情を、被害者の立場に立って理解していただきたいと思います。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

ほかに。武さん、どうぞ。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 少年法の議論がある度にいつも思うことがあります。少年法は加害者のためだけの法律じゃないかってやっぱり感じてしまうんですね。3回、今まで法律改正されました。いろんな権利が確かに盛り込まれました。でもやっぱり、その権利というのは加害者のためであって、少し被害者のためで、少し被害者のことを書かれている改正だったような気がするんですね。私たちは特別なことが欲しいわけではないんです。あるべき権利だけでいいんです。欲しいんです。今まだそれには追いついていないと思うんですね。

いつも言われます。傍聴にしても、意見陳述にしても、いろんなことで言われるんです。加害者のためにならないとか、そして反対の意見も、本当に大きな声で意見が上げられます。いつも思います。でも、私たちは被害者ではないけれども、被害当事者なんです。蚊帳の外に置かないでいただきたいと思います。私たち残された遺族、これから生きていかなければいけないわけです。せめて国だけは信頼したいんです。国が定めている法律、しっかりとある権利だけは私たちにも与えていただきたいんです。その国を信頼できないのに、どうやって生きていったらいいんでしょうか。私たち遺族というのは、プライバシーを侵害されます。残された家族はいろんなこと言われるんです。報道もされます。死んだ子も、人格まで変えられたり、性格まで変えられたりするんです。でも、その中で声が上げられる遺族というのはほんの一部なんです。だから、確かに加害者の人権、プライバシーは守らないといけない、健全育成があるというのは分かります。でも、本当の健全育成というのは何なのかをしっかりと考えていただきたいです。それには、被害者もそこにちゃんと存在させた上での事実認定がまずは大事だと思うんですね。これからも少年法、これに限らず、考え続けていただきたいなと思います。私は国に期待したいです。

ありがとうございます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

そのほかに。どうぞ、武内先生。

**武内弁護士** 武内です。論点整理の中で、審判傍聴対象事件の範囲を拡大することの是非という点について、前回の意見交換会で私は結論を留保させていただきたいと申し述べました。結論自体は現時点でも大きく変わるものではございませんが、昨今、京都府で起きた、1件で複数の死傷者が出たという交通事故、自動車運転過失致死傷事件に関して、亡くなられた方の御家族、あるいは生命重大危険が認められた方の御家族は審判傍聴が可能であったけれども、生命重大危険に至っていないという御家族については傍聴が認められなかったと伺っております。その件に関して、傍聴が認められなかった御家族から、自分たちも傍聴を認めてほしいというような意見が裁判所宛てに出されたやに伺っております。私は、審判傍聴対象事件の範囲を一般的に拡大することについては、いまだ慎重な検討を要するという立場を持っておりますが、同一の事件・事故で発生した被害者の方の間にそのような生命重大危険の発生のいかに差異を設けることが、被害者、特に傍聴を認められない被害者の方に理解を得られるか、なかなか難しいところではないかと考えております。

この点についても、結論としてこうすべきという意見まで固めておるわけではありませんが、同一の事件・事故の被害者というものに関しては、少し弾力的な対応が可能になるような方策も検討すべきではないかという考えを持っております。

以上です。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

ほかにございますか。

山崎先生。

**山崎弁護士** 私も同じく、被害者による審判傍聴の点について発言をさせていただきたいと思います。

第5回の議論では、対象事件を拡大する場合にはその要件設定が難しい、といういわば形式面での意見が多く出たと受け止めておりますけれども、私としましては、前回、時間の関係で、実質的な面での反対の理由という部分を多少省略してしまいましたので、その点を補充したいと考えております。

第1回の会議で資料として配布された日弁連の意見書の末尾にも、アンケート結果のまとめというのが掲載されておりますけれども、日弁連の方ではこの間、傍聴事件の付添人を体験した弁護士からのアンケート調査を行っております。その中の感想として、例えば「少年にとっての影響が大きい。もともと口下手な少年だったが、緊張してうまく話せなくなってしまった」「特に被害者側の問題や事件の動機などにつき、遺族が傍聴している前では、少年が萎縮をせずに話すことができず、真相を明らかにすることが期待できない」といった意見ですとか、「裁判官の質問が被害者側を意識し過ぎており、審判の教育的機能上、問題を感じた」「裁判官がプライバシーの問題を気にしてか、少年に対し、通常ならばするであろう踏み込んだ質問や働きかけをしなかった」といったような声が寄せられております。事案の真相解明や適切な処遇決定、さらには教育的な機能を発揮した審判そのものが困難になっているという状況が生じてはいないか、というふうに感じております。

この点、最高裁によれば、担当した裁判官のアンケートにおいても、多くが審判運営に苦勞されたということで、傍聴人に気を配りながら審判をする必要があったですとか、少年のよい面を認めたり、気持ちを理解する発言をすること、プライバシーに踏み込んだ質問をすることが難しかったというような結果が報告されております。付添人の弁護士が感じているのとはほぼ同じような苦勞というものを、裁判所の方も感じられているのだろうというふうに考えております。

このような結果も見ますと、審判傍聴制度の導入によって、一部の事件においては、やはり少年の萎縮や審判の教育的機能の後退という、まさに法改正時に懸念されたような問題が現実には生じている部分があるのではないかと、いうふうに感じております。これがさらに対象事件の拡大というようになると、そもそも少年法が定めている「審判の非公開」という大原則が形骸化していってしまうのではないかと、ひいては少年法の健全育成の理念、教育主義といったものを大きく後退させるのではないかと、という点を懸念しております。

以上のような実質的な理由も含めて、私は拡大には反対という意見ですので、その点を補足させていただきます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

ほかにございますか。

須納瀬先生、どうぞ。

**須納瀬弁護士** 若干違う観点で意見を述べさせていただきたいと思います。

武さんが第2回の意見交換会で、少年の再犯率は4割であるという発言をされていると思う

んですけれども、念のため、その根拠というのは、平成23年版の犯罪白書の記述ということでよろしいのでしょうか。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 新聞記事を、去年の11月だったか、見たので、そうなるんでしょう。

**須納瀬弁護士** 恐らくそうだと思うんですけれども、若干、その内容について、私も詳しく見ましたので、補足させていただきたいと思います。

平成23年版の犯罪白書の253ページ以下に詳しく紹介されておりますけれども、この根拠というのは、平成16年1月から3月の間に全国の少年院を出院した18歳と19歳の者644名を対象に、これらが25歳までの間に再犯を犯した場合の再犯率というのを調査した特別調査ということになっており、正確には38.6%という数字でした。

再犯の中身には罰金刑も含みまして、窃盗、傷害、覚せい剤、自動車運転過失致死傷の4罪で7割を占めていて、重大犯罪の再犯率は相対的には低いようです。私としては、この再犯率の数字というのが、少年審判を経て少年院に收容された少年の矯正効果が上がっていないということにはならないのではないかと、そういう評価はできないのではないかと思います。むしろこの犯罪白書では、少年の再犯防止に重要な論点として、出院後の就労の確保、あるいは不良交友から離脱するための居場所づくり、それから家族との関係改善、そのための支援者の存在が重要であるというような指摘がなされております。

そういった記述を踏まえますと、私どもとしては、弁護士付添人が少年審判の段階で就労の確保や家族との関係改善に努力していること、さらには少年院出院後も支援者の1人となっているケースもあるということなどもございまして、少年の再犯防止という観点からも重要な役割を果たしているということを付言しておきたいと思います。

さらに、最近7月20日付で発表されました犯罪対策閣僚会議の再犯防止に向けた総合対策というものを目にいたしましたけれども、その中でも、少年・若年者に対する早期の再犯防止対策が必要であるということが指摘されています。

この間、すでに述べましたように、弁護士付添人の活動というのは少年の再犯防止に役割を果たしていると思いますので、国費で弁護士付添人をつける点について、国民的な理解が得られるのかという論点はあろうかと思いますけれども、そういった観点も是非御理解いただければというふうに思います。

以上です。

**上冨刑事法制管理官** ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見ございますか。

武さん、どうぞ。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 今の再犯率なんですけれども、38.6%。多分、4割って書いていたので、そうだと思います。そのほかに、暴力団へ流れているというのも書いてあったと思うんですね。それはかなりの数だったと思っているんですが。

**須納瀬弁護士** 暴力団へ流れているというのは、少年がその後、暴力団に加入しているというデータですか。

その点は今直ちにデータを持ち合わせておりませんが。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** 調べてください。

それともう一つ。山崎先生がちょっと気になるんですけれども、私は、30家族いて、百五、



六十人の少年を知っているんですが、すべてが少年院送りではないのです。ほんの少しですが、少年刑務所に行っている少年もいるんですが、その後、本当に謝罪がないということを皆から聞いているんです。それから賠償金も払わないことが多いんですが、先生は、死亡事件であっても、一緒に足を運んでお墓参りに行ったとか謝罪に行ったという経験があるとおっしゃいました。そんな弁護士さんばかりだったらいいなと思いますが、その後はどうなのか。先生も一度、もし何かの機会があれば、それが続いているものなのかどうなのか。少年院を出たときだけで終わっている可能性もあるわけです。その後も本当にそういう姿が続いているのであれば、私は是非教えていただきたいです。機会があればお願いしたいです。

**山崎弁護士** 私の限られた経験ですけれども、1人は、自分が少年院を出てから毎月、できる金額を分割払いでお支払いするという事で民事上の和解が成立して、それは現在もずっと継続しているという少年がおります。また、被害者の方の御自宅へ謝罪に伺ったケースでは、少年の両親が自宅を売却して被害弁償を行い、それで被害者側の御了解をいただいて和解が成立したというケースもございます。

もちろん、このようなケースが全てとは申しませんし、別に付添人の弁護士がどうこうということではなく、少年や保護者の考え方や力によるところが大きいと思いますけれども、そういうケースもあるということで御理解いただければありがたいと思います。

**武少年犯罪被害者当事者の会代表** そういうときの家庭裁判所の対応というのはやはり良かったんでしょうか。そこまでさかのぼって知りたいです。また機会があれば教えてください。

**上富刑事法制管理官** よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

須納瀬先生、どうぞ。

**須納瀬弁護士** 先ほど、武さんから御質問があった点ですが、この犯罪白書を見ますと、先ほど申し上げたように、644名を対象にした調査ですけれども、そのうちで調査可能であったうち、暴力団加入が58人という数字が出ております。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、この意見交換会は本日で終了させていただく予定でございますが、その最後に、当省の岩尾官房審議官の方から一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

**岩尾大臣官房審議官** 本日まで6回にわたりまして、大変お忙しい中、足を運んでいただきまして、御熱心に御意見ちょうだいできまして、誠にありがとうございました。非常に充実した意見交換会が開催できたと思っております。

今回のテーマでございますが、平成20年の改正少年法に関する運用上、制度上の改善点や、その他、少年法に関する制度上の改善点について、意見交換会をさせていただきましたが、その議論の中で、審判傍聴の在り方を含め、7点にわたって論点の整理ができてまして、それに従って御議論を頂いたわけでございます。特に今回、非常に様々なお立場の方から多角的な意見交換をしていただいたことは非常に意義深く、私どもといたしましても、今後の検討におきまして貴重な参考資料となると思っておりますので、これを参考に検討させていただきたいと思っております。

今後の予定でございますが、頂きました御意見、御議論を踏まえまして、少年法改正につい

て、法務省としての考え方を取りまとめてまいりたいと考えております。今後も、引き続き、御理解、御協力お願いできますればありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

**上富刑事法制管理官** それでは、本日の予定につきましては、これで終了いたしました。

本日の議事、資料につきましては、特に公表に適さないというものはないと考えております。基本的にはすべて公表させていただきたいと思えます。

6回にわたり、貴重な御意見、活発な御議論を頂き、誠にありがとうございました。以上をもちましてこの意見交換会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—了—